

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 11 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和 38 年岩手県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に<u>午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び午後 3 時から15分ずつの</u><u>休憩時間</u>を置く。</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 2 条の 2 [略]</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 8 時間以内である場合にあっては<u>所属長の定めるところにより 45分以上の休憩時間及び15分</u><u>ずつ 2 回の休憩時間を、 6 時間に満たない場合にあっては所属長の定めるところにより 15分の休憩時間</u>を置く。</p> <p>(試験研究機関等に勤務する研究職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間等)</p> <p>第 3 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、8 時間を超える場合にあっては所属長の定めるところにより 1 時間以上の<u>休憩時間及び15分ずつ 2 回の休憩時間を、 6 時間以上 8 時間以内である場合にあっては所属長の定めるところにより 45分以上の休憩時間及び15分ずつ 2 回の休憩時間を、 6 時間に満たない場合にあっては所属長の定めるところにより 45分以上の休憩時間及び15分の休憩時間</u>を置く。</p> <p>(地域振興部 N P O ・国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、N P O ・国際課総括課長の定めるところにより、<u>45分の休憩時間及び15分ずつ</u></p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に<u>正午</u>から 45 分の休憩時間を置く。</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 2 条の 2 [略]</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 8 時間以内である場合にあっては、<u>所属長の定めるところにより、 45分以上の休憩時間</u>を置く。</p> <p>(試験研究機関等に勤務する研究職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第 3 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、8 時間を超える場合にあっては所属長の定めるところにより 1 時間以上の、8 時間以内である場合にあっては所属長の定めるところにより 45 分以上の休憩時間を置く。</p> <p>(地域振興部 N P O ・国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、N P O ・国際課総括課長の定めるところにより、45 分の休憩時間を置く。</p>

2回の休憩時間を置く。

(守衛の勤務時間の割振り)

第5条 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に、管財課総括課長の定めるところにより、45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を置く。

(電話交換手の勤務時間の割振り)

第5条の2 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に、総合防災室長の定めるところにより、45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を置く。

(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の3 [略]

2 前項各号に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間及び休憩時間を置く。

(東京事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の4 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間及び休憩時間を置く。

(大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の5 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間及び休憩時間を置く。

(福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の6 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に、福岡事務所長の定めるところにより、45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を置く。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条の7 [略]

2 [略]

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間及び休憩時間を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を置く。

(都南の園の看護師等の勤務時間の割振り)

(守衛の勤務時間の割振り)

第5条 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に、管財課総括課長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

(電話交換手の勤務時間の割振り)

第5条の2 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に、総合防災室長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

(本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の3 [略]

2 前項各号に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

(東京事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の4 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

(大阪事務所又は名古屋事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の5 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

(福岡事務所に勤務する職員の勤務時間の割振り)

第5条の6 [略]

2 前項に規定する勤務時間中に、福岡事務所長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)

第5条の7 [略]

2 [略]

3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

(都南の園の看護師等の勤務時間の割振り)

第6条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては園長の定めるところにより45分以上の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を、6時間に満たない場合にあっては園長の定めるところにより15分の休憩時間を置く。

(杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)

第7条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、8時間を超える場合にあっては園長の定めるところにより1時間以上の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を、6時間以上8時間以内である場合にあっては園長の定めるところにより45分以上の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を、6時間に満たない場合にあっては園長の定めるところにより15分の休憩時間を置く。

(水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗り組む者の勤務時間の割振り)

第8条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が8時間を超える場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより、1時間以上の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を、6時間以上8時間以内である場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより、45分以上の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を、6時間に満たない場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより、15分の休憩時間を置く。

(総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、45分以上の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を、6時間に満たない場合にあっては、所属長の定めるところにより、15分の休憩時間を置く。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間等)

第11条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

第6条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、園長の定めるところにより、45分以上の休憩時間を置く。

(杜陵学園に勤務し、入所者の自立支援に従事する職員の勤務時間の割振り)

第7条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が、8時間を超える場合にあっては園長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上8時間以内である場合にあっては園長の定めるところにより45分以上の休憩時間を置く。

(水産技術センターに勤務し、漁業指導船に乗り組む者の勤務時間の割振り)

第8条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が8時間を超える場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより1時間以上の、6時間以上8時間以内である場合にあっては水産技術センター所長の定めるところにより45分以上の休憩時間を置く。

(総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り)

第9条 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、45分以上の休憩時間を置く。

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)

第11条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

第9条の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間及び休息時間を置く。

第9条の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。